

論 文

# 近世日本における相場情報の伝達

## —米飛脚・旗振り通信—

高槻 泰郎

### はじめに

市場とは、情報伝達機関である。こう定義したのはフリードリヒ・ハイエク（Friedrich August von Hayek）である。市場において、価格というシンボルに情報が集約され、人々はそれを参照して意志決定を行う。我々はただ価格を観察するだけで、自分一人の力では到底獲得できなかったであろう量の知識を手に入れることができる。情報を最も効率よく伝達する機関、それが市場であるとハイエクは定義したのである<sup>(1)</sup>。

市場がありとあらゆる情報を反映して価格を形成することなど、現実的にはあり得ない。その意味で市場は常に限られた情報に基づいて価格を形成しているのであり、それゆえにこそ、人々に知られていない情報をいち早く掴んで、利益を得ようとする者が現れる。彼／彼女らが独占していた情報は、やがて価格に反映され、その価格が情報を内包したシンボルとして、人々の目に触れることになる。この不断の繰り返し、市場をして情報の収集・伝達機関たらしめるのである。

ここで問題とすべきはその速度である。どれだけ速やかに、この連関が進行するのか。これは経済活動の活発さを測る一つの尺度となり得る。この速度が我が国において飛躍的に上昇した時代。それが近世であると筆者は考えている。

かつて筆者は、大坂米市場、そしてそれに隣接する大津米市場で形成される米価に着目し、この速度を観察したことがある。その結果、大坂米市場が情報を即座に、かつ適確に反映して米価を形成していたこと<sup>(2)</sup>、そして大坂で形成された米価が、飛脚、あるいは旗振り通信によって速やかに近隣の大津米市場へと伝えられていたことが明らかにされた<sup>(3)</sup>。大坂の相場情報が飛脚によって1日遅れの情報として伝えられていた時代の大津米価は、大坂米価に対して1日遅れで連動していたのに対し、旗振り通信が活用されるに至った1840年代以降には、同営業日中に大坂米価と連動する関係になっていた。

大坂と大津という隣接した市場であるとは言え、相場情報が伝達されるのに1営業日も必要としなかったという事実から我々が学び取るべきは、それだけ速やかに情報を必要とする人々が分厚く存在したということである。大津米市場は、米の消費市場・京都を介して大坂米市場

- 1 F. A. ハイエク『個人主義と経済秩序〈新版ハイエク全集第I期第3巻〉』（嘉治元郎・嘉治佐代訳）春秋社、2008年、121頁（Friedrich August von Hayek, *Individualism and economic order*, Routledge & Kegan Paul, London, 1949 p.86）。
- 2 拙稿「近世領主米中央市場の機能—堂島米会所における米価形成の効率性—」『社会経済史学』第74巻第4号、2008年11月、3～22頁。以下、拙稿1。
- 3 拙稿「近世米市場の階層性—大坂堂島米会所と大津御用米会所—」『社会経済史学』第75巻第3号、2009年9月、45～65頁。以下、拙稿2。

と結びついていた。京都では、大坂と大津の価格を比較し、より安い価格をつけている市場から米を購入したため、両米価は中長期的には連動する関係にあった<sup>(4)</sup>。大津の米商は、この関係を見越して大坂米価の動きに対して機敏に反応した。大坂米価と大津米価が中長期的に連動する関係にある限り、いち早く大坂相場の情報を掴んだものが大津米市場において利益を獲得できた。飛脚から旗振り通信へと、情報伝達手段が変化したということは、飛脚による1日遅れの情報伝達では、他者を出し抜くことができない状態に到達していたことを推測させる。より早く情報を掴みたいという貪欲さが、旗振り通信を生み出したのである。

大坂・大津間という隣接地域間に限られるとは言え、相場情報が極めて速やかに伝達されていたことが明らかになっている一方で、いかなる主体が、いかにしてその情報を伝達したのかという点については、史料制約もあって十分に解明されていない<sup>(5)</sup>。数少ない研究事例として、高部淑子による北前船の情報ネットワークを扱った研究<sup>(6)</sup>、そして加藤慶一郎による相場状の研究が挙げられる<sup>(7)</sup>。

高部が、越前河野浦の北前船主、右近権左衛門家を素材に明らかにした所では、幕末から明治初期における右近家では、持船間、または持船と廻船問屋との間で、商品相場や取引の状況、各持船の運行状況などを書状でやり取りしており、時には船主が異なる廻船同士で情報交換が行われることもあった。このことから高部は、北前船主による互恵的な情報ネットワークが存在したと指摘している。

一方、加藤は尾道の商家、橋本吉兵衛家を素材に、同家が嘉永6年(1853)と安政元年(1854)の2ヶ年にわたって入手していた大坂発の相場状に分析を加えている。それによれば、当該期の橋本家では、平均して2日に一度の頻度で相場状を受け取っており、大坂米価をはじめとして、大津、京、堺、兵庫といった大坂近隣の米価、ならびに市況に関する情報を入手していた。発信者については、特定されていないが、状屋と呼ばれる業者ではなかったかと推定されている。

相場情報の伝達に関する研究が皆無に等しい中で、両研究の果たした貢献は強調されてしかるべきであるが、伝達された相場情報が、当時の経済主体によっていかに利用されたのかという点を明示的に説明した研究は、管見の限り皆無である。相場伝達の実態面を解明する作業が引き続き求められることは無論のこと、相場情報の伝播と経済主体の行動の関連を考察する作業は、まさにこれからの課題である。近代以降の情報通信を考究した石井寛治、藤井信幸、杉山伸也による研究と対比すれば、近世期を対象とした研究の遅れは歴然としている<sup>(8)</sup>。

以上の問題意識と先行研究の知見を踏まえた上で、本稿では、大坂を拠点に相場情報の伝達を担った米飛脚と、相場の速報を担った旗振り通信の実態に接近し、これらによって伝達された相場情報が、近江国蒲生郡鏡村に居住した富農、玉尾藤左衛門家の経営活動に与えた影響を

4 この点について詳しくは拙稿2を参照のこと。

5 石井寛治は、近年、情報が近世社会において果たした役割が注目されるようになったとは言え、飛脚をはじめとする情報伝達を担った主体について、その実態の解明が遅れていると指摘している。石井寛治「日本郵政史研究の現状と課題」『郵政資料館研究紀要』創刊号、2010年3月、5～6頁。

6 高部淑子「北前船の情報世界」斎藤善之編『新しい近世史3 市場と民間社会』新人物往来社、1996年、263～305頁。

7 加藤慶一郎「大坂米価の短期変動について—嘉永6・安政元年の相場報知状を素材に一」『国民経済雑誌』第179巻第3号、1999年3月、39～52頁。

8 杉山伸也「情報革命」西川俊作・山本有造編『日本経済史5 産業化の時代下』岩波書店、1990年、133～165頁、同「情報の経済史」社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』有斐閣、1992年、268～276頁、石井寛治『情報・通信の社会史』有斐閣、1994年、藤井信幸『テレコムの経済史—近代日本の電信・電話—』勁草書房、1998年。

考察することを課題とする。米飛脚について、その存在は藤村潤一郎によって早くから指摘されていたものの、各地に米相場の情報を伝達した飛脚集団、という以上の指摘はなされてこなかった<sup>(9)</sup>。加藤の言う状屋との関連も含めて、実証分析を加える必要性の高い存在である。一方、旗振り通信については、柴田昭彦によって精力的な実証分析が進められているもの<sup>(10)</sup>、近世期における実態については、依然として不透明な点が多く遺されている。これらの点に一定の接近を図った上で、相場情報を受け取った主体の動向を、玉尾家を対象に考察することが、本稿の課題である。

## 第1節 米飛脚の活動

### ① 相場情報の発信者

「諸国相場之元方」と言われた大坂の相場に、近世期の経済主体が高い関心を寄せていたことは周知の通りであるが、誰が、何のために、どのようにして、大坂相場を各地に報知したのかという点については、意外にも明らかにされていない。誰が、という点に関して、加藤慶一郎が一つの候補に挙げた状屋について、幕末に編纂されたと考えられる相場手引書「稲の穂」では、以下のように紹介されている。

#### 史料1<sup>(11)</sup>

国々商内して居る懸合浜始め、米懸りの向へ、日々正米〔現物市場〕帳合米〔先物市場〕の直段并蔵々売もの出米高、其余浜方〔米市場全般を指す〕の気配は元より、他所他国より申来る事を聞合して申遣す、惣て米商内一切の事を書認めて、書状して渡世するにより状屋といふ、

米市場関係者に対して、現先両市場の相場、蔵米の出庫状況、市況、他国より寄せられた情報を書状にして渡世する者が状屋とされている。尾道の商家、橋本家が受け取っていた相場状と、ここに示されている書状の内容が一致していることから、加藤は状屋と呼ばれた業者が、橋本家に情報を発信したものとしている。

今ひとつ重要な情報発信主体として、米売買の取り次ぎを行った米仲買が想定される。大坂の米仲買について言えば、自己勘定の売買を取り組むこともあったとは言え、8割から9割は、大坂を含む諸国からの注文によって売買をしていたとされる<sup>(12)</sup>。後述するように、近江国蒲生郡の玉尾藤左衛門家は、大坂、並びに大津の米仲買から相場状を受け取り、彼らに書状を送ることによって注文を行っていた。大津元会所町に住む米仲買、柴屋惣兵衛から玉尾藤左衛門

9 藤村潤一郎「翻刻飛脚関係摺物史料(一)」『史料館研究紀要』、第16号、1984年9月、319頁。

10 柴田昭彦『旗振り山』ナカニシヤ出版、2006年。

11 「考定稲の穂」、状屋の項(島本得一編『堂島米市場文献集』所書店、1970年、16頁)。「稲の穂」は、大阪市史においても紹介されているが(大阪市参事会編『大阪市史 第五』大阪市参事会、1911年、565~606頁)、ここでは誤字・脱字の修正が施された島本得一編になるものを引用した。「稲の穂」の成立年代について、島本は天保13年(1842)以降としているが、21頁に示されている先物取引の決済制度が、嘉永6年(1853)以降に制定されたものであることから、少なくともこれ以降と考えられる。尚、史料文中の亀甲括弧内の文字は筆者が書き加えたものである。以下、同様。

12 北越逸民「八木のはなし」内藤耻叟・小宮山綏介編『近古文芸温知叢書 第十二編』東京博物館、1891年、5頁。作成者の北越逸民について、その属性は詳らかではないが、作成年代は、嘉永5年(1852)と推定される。

に当てて出された相場状には、大津市場の主要な銘柄についての価格と、大坂米市場の現物相場、先物相場が記されている<sup>(13)</sup>。柴屋は、活動拠点とする大津米市場の相場を記し、自身が何らかの形で入手した大坂米相場情報を書き加えた上で、玉尾藤左衛門に送っている。同様の関係は、同じく大津を拠点に活動した米商、木屋久兵衛との間にも看取される<sup>(14)</sup>。顧客に対して相場状を送ることで注文を呼び込み、手数料収入を得ようとする米仲買の営業努力が窺える。

断片的な論拠からではあるが、誰が、何のために、という問いに対して一定の回答を与えるとすれば、状屋が情報の対価を得るために、あるいは米仲買が注文を呼び込むために米相場の報知に携わっていたということになる。出雲藩の払米を請け負っていた尾道の橋本家のように、地方市場で米取引に従事した主体が、取引の参考にすべく相場状の送付を求めることも想定されるが<sup>(15)</sup>、この点に関しては今後の更なる史料渉猟が求められる<sup>(16)</sup>。

## ② 米飛脚の「早さ」

次に、相場状の逋送を請け負った主体に目を転じたい。この点について、米飛脚の存在が既に指摘されているが、これを正面から取り上げた研究は管見の限り存在しない。そこで、彼らが作成した引き札から手がかりを探っていきたい。

図1は、三井文庫に所蔵されている引き札から起こしたものである。年代は不詳だが、刷り物であることから、相当数が作成され、配布されたと考えられる。差出人である大坂堂島の渡辺橋<sup>(17)</sup>に店を構える堺屋記次郎と、その出店の堺屋佐兵衛は、自分達をして「米飛脚出所」とも「早飛脚所」とも表記している。こうした事例は他の米飛脚でも見られ、例えば美濃屋太郎兵衛（永来町）の引き札には、「西国筋毎日早飛脚出所」とするもの、「西国筋米飛脚」とするものの2種類が存在する<sup>(18)</sup>。通信総合博物館に所蔵されている美濃屋の飛脚状に押されている印には早飛脚とある<sup>(19)</sup>。つまり、米飛脚と早飛脚の呼称は、特に区別されずに用いられていたのであり、米飛脚を名乗ることは「早さ」を唱うことでもあったことが分かる。

「早さ」に関連して着目すべきは、図1の引き札に示されている「毎日出シ」の文言である。兵庫灘、播州路、泉州路、池田、伊丹、三田、江州路、伊賀、伊勢については、定められた休日とは独立に、毎日出すことを唱っている<sup>(20)</sup>。近世における町飛脚の問題点として、その遅

13 「(諸国水難ニ付大坂表米仲買共江被仰達之趣報知状)」(国文学研究資料館所蔵「近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書」、1657)。「諸色相場書状指し」(同家文書、910)。「玉尾家文書」に所収されている報知状は多岐にわたるが、銘柄の名前が木版で刷られており、価格と日付が墨書されているものが多い。

14 前掲「諸色相場書状指し」。

15 加藤前掲論文、40頁。

16 讃岐国山田郡三谷村で砂糖の生産、販売、ならびに地主経営を行っていた漆原家にも、断片的にはあるが大坂米相場を記した相場状が遺されている(「(米相場書)瀬戸内海歴史民俗資料館所蔵「讃岐国山田郡三谷村漆原家文書」、4729)。同家の史料を見る限り、米の投機取引を行っていた形跡はなく、地主経営に付随する作徳米の販売の参考にしたものと考えられる。本稿が分析対象としている玉尾家も含めて、相場情報の伝達が地域経済に与えた影響を考察する上で、富農・地主層に着目することの有効性を示唆している。

17 渡辺橋は、諸藩蔵屋敷が払米を行う際に、入札の告示を掲示した場所であり、米仲買が多く集まる場であったと考えられる。佐古慶三『佐賀藩蔵屋敷払米制度』大阪史学会、1927年、20頁。

18 「(西国筋毎日早飛脚出所営業案内)」三井文庫、高陽2180、「西国筋米飛脚休日録」三井文庫、高陽2181。美濃屋が店を構えた永来町も、堂島米会所の近傍である。

19 「飛脚状」通信総合博物館、1801-38。

西国筋早飛脚所 大坂堂島渡辺橋角 堺屋記次郎 出店同所少シ東 堺屋佐兵衛	年中秋日定 兵庫灘每日出刻 九ツ半時定												
	正月 四日始 十五日 十六日	三月 二日 三日 十日	五月 四日 五日	六月 廿五日	七月 十日 十四日 十五日 十六日	九月 八日 九日	十月 晦日	十一月 朔日	十二月 小ノ月 大ノ月 廿七日限 廿八日限	兵庫灘 西国筋 米飛脚出所	同早便每日出刻 五ツ時 四ツ半時 八ツ時	播州路一円每日出シ	泉州路一円每日出シ

出典「(兵庫灘西国筋米飛脚出所年中秋日定他)」三井文庫、高陽2167。  
図1

さが指摘されているが、ひとつには発送頻度の問題がある<sup>(21)</sup>。町飛脚は書状、ないし荷物を受け取り次第、即座に出立するわけではなかったため、望みのタイミングで書状を発送するためには、追加料金を支払って飛脚を仕立てねばならなかった。明治3年(1870)5月10日に駅通権正に就任した前島密は、御用の仕立飛脚の料金があまりに高いことに驚き、同月19日には民部・大蔵両省会議において、「仕立飛脚方改正」に着手し、東京から京都まで72時間以内、大阪まで78時間以内に到達する郵便を毎日差し立てるべく「新式郵便之仕法」を提案している<sup>(22)</sup>。仕立てに依らずして、迅速かつ定期的に通送が行われることは自明ではなかったのである。これに対して、米飛脚の堺屋が「毎日出シ」を唱っていたとすれば、依頼者は追加料金を支払って飛脚を仕立てることなく、定期的かつ頻繁に書状を送ることができたことになる。これこそが、米飛脚が早飛脚を自称した所以と見るべきである。

さらに、兵庫灘への出刻に着目すると、並便が出発する九ツ半時(正午前)は堂島米会所における現物取引の終了時刻、早便が出発する五ツ時(午前8時前後)、四ツ半時(午前10時前後)、八ツ時(午後2時前後)は、それぞれ先物取引の開始時刻、現物取引の開始時刻、先物取引の終了時刻に対応している<sup>(23)</sup>。つまり、並便は現物相場の終値が確定した段階で発送され、早便は現物相場の始直、先物相場の始直、終値が確定され次第、発送されていた。時々刻々と変化する米相場に関心を寄せる主体にとって、毎日、それも相場の節目で定期的に出立する米飛脚は、必要欠くべからざる存在であったと言える。

米飛脚の「早さ」は、官営郵便の成立過程からも裏づけることができる。前島密が提案した上述の「新式郵便之仕法」は、明治4年(1871)1月24日の布告によって、「定式急便」の名の下に、同年3月1日より実施に移されることになる<sup>(24)</sup>。これにより、東京・京都間を72時

20 堂島永来町、美濃屋太郎兵衛の引き札にも「西国一円毎日常米相場早便御座候」と唱われている。「(西国筋毎日早飛脚出所営業案内)」三井文庫、高陽2180。  
 21 石井前掲書、15~19頁。  
 22 石井前掲書、48頁。  
 23 大阪大学経済史経営史研究所蔵「富子家文書」所収、「毎日正米帳合米之規矩」。現物市場は四ツ半時(午前10時前後)から九ツ半時(正午前)まで、先物相場は五ツ時(午前8時前後)から八ツ時(午後2時前後)まで、それぞれ開かれていた。  
 24 石井前掲書、50~51頁。

間以内、大坂までを78時間以内に到達する官営郵便が、公用・私用を問わず、毎日差し立てられることになった。この段階では民間の飛脚問屋も独自に営業を続けていたが、同年の5月、米飛脚については準官営とも言うべき位置づけが与えられることになる。

#### 史料2<sup>(25)</sup>

既ニ東京ヨリ大坂ニ至ルノ郵便アリト雖モ、一步浪花ヲ距ル時ハ、一封ヲ達スル能ハス、声息爰ニ絶止セリ、然ルニ浪花ニ従来相場飛脚ト称スル者アリ、此輩大坂以西幸便信書通送ノ業ヲ為セリ、蓋シ諸道ヘ郵便ヲ開カントスル、其遠キニ非サルモ、実地ニ就テ行ハサレハ、亦施スモ難カラン、然シテ今此私業アルハ、他日官ニ開クル郵便ヲ補スルニ足ル、故ニ其郵便賃ノ如ハ、郵便規則ニ准拠セシメ、中国及ヒ和紀泉河、或ハ予讃等ノ便宜始テ少ク得タリトス、然共此挙、固ヨリ堂々ノ法ニ非ス、

東京・大坂間は官営郵便が開通していたが、大坂以西については「声息爰ニ絶止セリ」といった状況であった。ここで、近世以来、西国筋への通送を担っていた米飛脚に白羽の矢が立つ。「堂々ノ法」ではないが、彼らをして、郵便規則に準拠した運賃で営業させることにより、将来的に官営郵便が西国筋を押さえる際の助けにしようとの意図が窺える。

そして明治6年(1873)5月1日、民間飛脚問屋による手紙の通送は禁止され、官営郵便による完全独占体制が確立するが、ここでも米飛脚は例外とされる。

#### 史料3<sup>(26)</sup>

大坂府下堂嶋ハ米商集合、海内実況ニ原キ定価ヲ立テリ、俗之ヲ相場ト云フ、又奈良県下ハ此響応ヲ得テ以テ産トスル事古ヨリス、故ニ定価相場ノ音信毎日数回、殊ニ瞬息間ニ髪ヲ容スシテ損益大ニ関渉ス、然ルニ郵便規則ニ於ル、一通信書モ私達ヲ允サス、而テ之ヲ托セハ、今日出テ明日達シ、商業上ニ妨アリ、由テ渠■〔草冠に寺〕其廳ニ拠リ、此業体ヲ限リトシ、大坂奈良両地互通信書ノ私達ヲ請フ、固ヨリ規則ノ外ニシテ允スノ容易ヲ得サルナリ、然リ而テ人民ノ産ニ関スル義ハ之ヲ如何セン、由テ此商業ヲ限リトシ、余商ニ関スラ嚴禁シテ特別之ヲ准允ス、

大坂・奈良間に限られてはいるが、官営郵便の独占体制が敷かれた後も、相場情報の通信に求められる速報性を満たすため、米飛脚の営業が特別に許可されたことが分かる。残念ながら「駅通紀事編纂原稿」はその後の経緯を伝えていないが、官営郵便が独占体制を敷いても尚、米飛脚が提供する速報性は、市場関係者にとって不可欠のものであったことが窺える。

### 3 米飛脚の営業内容

毎日、それも定刻に書状を発送した米飛脚は、速度を死活的な要件とする相場情報の伝達において重要な役割を果たしていた。このように押さえた上で、次に考察すべきは、その起源と具体的な営業形態である。

まず起源について、史料的に最も遡れる事例として、天明年間(1781-1788)に「大坂通路

25 通信総合博物館所蔵「駅通紀事編纂原稿 六」。

26 通信総合博物館所蔵「駅通紀事編纂原稿 七」。月日の明記はないが、前後から6月と考えられる。

相場飛脚」と自称して、堂島の相場報知を生業としていた西宮浜鞍掛町・松本屋平八の存在が挙げられる<sup>(27)</sup>。大坂米相場の報知は、大坂米市場が中央市場としての地位を確立していく16世紀中後期において、共進的に発達してきたと考えるのが自然であるが、米飛脚、あるいは相場飛脚を自称する者達が現れたのは、ある程度時代を下ってからのことであったと考えられる。

飛脚を営む業者の間で、速度を巡る競争が激化したのが18世紀前期から中期にかけてのこととされている<sup>(28)</sup>。定日にまとめて発送されるとは言え、昼夜兼行で通送する「早物」や、定日にかかわらず、即刻飛脚を出発せしめ、夜通し急送する「仕立状継飛脚」といったサービスが江戸・大坂間で始まり、やがてこれら速報性の高い通送業務が飛脚業者の中心的な収入源となっていく。

この点に関連して注目すべきは飛脚問屋、島屋佐右衛門の動きである。寛文11年(1671)、木綿太物問屋が密集する江戸の大伝馬町の豪商、島屋弥十郎と、同じく大伝馬町の商人、寿大黒屋三右衛門が肝煎となって、島屋弥十郎の分家、島屋三右衛門を頭取とする飛脚組合が結成される。元禄14年(1701)には江戸瀬戸物町に「島屋佐右衛門」という名の会所が設置され、さらにその4年後の宝永2年(1705)には大坂にも会所が設けられる<sup>(29)</sup>。

島屋佐右衛門が、飛脚業者間の速度競争に乗り込むべく、当時大坂において勢力を二分する存在であった江戸屋源右衛門と組んで、元文4年(1739)に設立したのが、早飛脚「柳家嘉兵衛」(大坂内淡路町)である<sup>(30)</sup>。並便(普通便)において確固たる地位を築いていた江戸屋、島屋にあっても、成長著しい江戸・大坂間の早飛脚に対応する必要に迫られていたのである。そして文化3年(1806)には、この島屋が米飛脚に参入する。

#### 史料4<sup>(31)</sup>

文化三年 島屋佐右衛門西国筋米飛脚開ク

是年〔文化3年〕大坂北浜一丁目島屋佐右衛門西国筋米飛脚ヲを創業シ、毎月十度ノ並便ヲ発ス〔中略〕右書状ハ量目十文目ヲ限ル、以上過量ハ皆前條ノ割合ニ従ヒ其賃金ヲ収ムヘシ、若其各地支道ニ入モノハ每一里銀六分ヲ増ス、其他臨時日限通送書状、時廻シ書状仕立飛脚等、何時ニ限ラス之ヲ発行スヘシ、但金銀通送及先払賃銭書状ノ通送ヲ為サス、又荷物飛脚ノ定日ハ、毎月朔日、六日、十一日、十六日、廿一日、廿六日、ノ六回ト定メ、其量目一貫目、備前ハ賃金三匁五分、備中ハ五匁、備後ハ七匁、ト為ス〔後略〕

これによれば、島屋佐右衛門が文化3年に米飛脚を創業し、金銀、並びに先払い賃銭書状を除き、毎月10回の並便によって書状を、毎月6回の定日によって荷物の通送を、それぞれ請け負ったことが分かる<sup>(32)</sup>。早飛脚、柳屋嘉兵衛が請け負ったのは江戸・大坂間の通送であり、島屋

27 魚澄惣五郎編『西宮市史 第2巻』西宮市役所、1960年、634～635頁。藤村前掲論文、243頁。

28 土屋喬雄監修・安藤良雄編『社史 日本通運株式会社』日本通運株式会社、1962年、50～52頁。

29 前掲『社史 日本通運株式会社』、47～48頁。それまで飛脚が請け負わなかった金銀輸送を請け負ったことから、彼らは金飛脚を自称した。大伝馬町の木綿太物問屋仲間の必要が、金飛脚を生んだのである。

30 前掲『社史 日本通運株式会社』、52頁。

31 青江秀編『大日本帝国駅通志稿考証』駅通局御用掛、1891年、339～340頁。尚、島屋による文化3年の米飛脚創業説について、藤村潤一郎は疑問を呈している。その根拠は必ずしも明確ではないが、島屋がそれ以前から米相場報知に携わっていたとの見解が示されている。藤村前掲論文、243頁。

32 島屋のみならず、引き札の中で金銀・荷物の通送も請け負うとしている米飛脚が多い(「〔西国筋毎日早飛脚出所営業案内〕」(三井文庫、高陽2180)、「〔北国筋米飛脚毎日出所道中取次仲間一覽他〕」(三井文庫、高陽2184)、藤村前掲論文、319頁など)。一般的な飛脚業務の傍ら、相場報知も請け負っていた飛脚集団が、米飛脚であったと見る方が実態に近いと言える。

は大坂以西の西国筋へ、その商圈を広げようとしたのである。

以上に見た島屋の動きからすれば、まず18世紀初頭から中期にかけて、江戸・大坂間の通送で速度競争が始まって早飛脚という業態が生まれ、そしてその速度競争が大坂以西の西国筋、あるいは北国筋への相場報知へと波及し、米飛脚という業態が生まれたと解釈することができる。つまり、西国筋、北国筋への通送を請け負う早飛脚が、その主たる業務を相場状の通送としたために、米飛脚を自称したものと考えられるのである。

江戸・大坂間における並便、早便の双方において確固たる地位を築いていた島屋による米飛脚への参入は、早飛脚を西国筋へ展開することに旨味があったことを窺わせる。「毎日出シ」を唱う堺屋記次郎に比べ、月10度の並便は決して早いとは言えないが、「臨時日限通送書状、時廻シ書状仕立飛脚等、何時ニ限ラス之ヲ発行スヘシ」と唱っている以上、島屋が早飛脚を西国筋へ展開する意図を持っていたことは明らかである。これを早飛脚とせず、米飛脚と称した理由は定かではないが、江戸・大坂間では「金飛脚」を自称するほどに重視した金銀の通送を除外して、書状と荷物の通送に限定したことによるものかも知れない。

このように、遅くとも19世紀初頭には、西国筋、あるいは北国筋への相場報知に対する需要が相当程度、高まっていたと考えられる。図1で示した引き札が木版刷りであることは、相当数の顧客がいたこと、そして競合する業者が存在したことを示唆している。事実、三井文庫には、堺屋記次郎／佐兵衛の引き札の他に、「西国筋米飛脚」として美濃屋太郎兵衛、「諸国米飛脚出所」として渡海屋彦兵衛、「北国筋米飛脚」として増田屋市右衛門（大坂堂島中一丁目）、「米市早飛脚」として福田屋嘉二郎（大坂堂島渡辺橋北詰）の引き札が所蔵されている<sup>(33)</sup>。また、通信総合博物館には、年代は不詳ながら、米飛脚のものと考えられる受取書が数点現存しており、それによれば、上述の堂島早飛脚・美濃屋太郎兵衛をはじめ、兵庫米飛脚・石藤、堂島早飛脚・車源の名前が確認できる<sup>(34)</sup>。ここに挙げた飛脚集団の活動時期は不明確であるが、18世紀中後期には、米飛脚を自称する飛脚所が複数存在し、競争関係にあったと考えてよいだろう。

次に米飛脚の営業内容を考察する。運賃については、堺屋喜平治の天保15年（1844）における定賃と、島屋が文化3年（1806）に米飛脚事業に参入した際の定賃がそれぞれ判明する（表1、2）。藤村潤一郎によれば、ここで挙げられている堺屋喜平治は「従大坂毎日西国筋早飛脚出所」、在所は堂島渡辺橋北詰とされている<sup>(35)</sup>。表1によれば、堺屋喜平治の営業範囲は、熊本まで及んでおり、一部地域を除いて早便が仕立てられていたことが窺える。一方、島屋が米飛脚を開業するに当たって設定した定賃を見ると、早便の記載はないが堺屋喜平治と同じ料金体系となっていることが分かる（表2）。米飛脚相互で、通送業務を共同で担っていた可能性もあるが、今後の検討課題としたい。

加藤慶一郎によれば、尾道の橋本家では嘉永6年（1853）の段階で、相場状1通を入手するのに、平均して1匁5分をかけていたことが明らかにされている<sup>(36)</sup>。時期のずれがあり、かつ橋本家がいかなる米飛脚を利用していたのかは不詳であるとは言え、堺屋喜平治、島屋佐右衛門が提示する並便の定賃と一致している点は抑えておきたい。

33 「(西国筋毎日早飛脚出所営業案内)」(三井文庫、高陽2180)、「(諸国米飛脚出所飛脚休日定他)」(三井文庫、高陽2160)、「(北国筋米飛脚毎日出所道中取次仲間一覽他)」(三井文庫、高陽2184)、「(飛脚便休日定他)」(三井文庫、高陽2183)。

34 「飛脚状」(通信総合博物館所蔵、1801-13)、「飛脚状」(通信総合博物館所蔵、1801-32)、「飛脚状」(通信総合博物館所蔵、1801-38)、「飛脚屋引受証書」(通信総合博物館所蔵、1861-46)。

35 藤村前掲論文、319頁。

36 加藤前掲論文、50頁。



定賃 (匁)				定賃 (匁)				定賃 (匁)			
国名	地名	並	早	国名	地名	並	早	国名	地名	並	早
播磨	赤穂	0.5	1.0	讃岐	金比羅	3.5	—	長門	下関	1.5	15.0
備前	岡山	0.6	3.0	讃岐	高松	2.0	5.0	豊前	小倉	1.5	15.0
備前	金岡	0.6	3.0	備後	福山	2.0	8.0	豊前	中津	3.0	無早便
備前	西大寺	0.6	3.0	備後	尾道	1.5	8.0	筑前	福岡	3.0	無早便
伯耆	米子	2.5	5.0	備後	三原	1.5	8.0	筑前	博多	3.0	無早便
出雲	松江	5.0	—	安芸	広島	2.0	8.0	筑後	久留米	4.5	無早便
備中	板倉	1.0	4.5	安芸	宮島	2.5	8.0	筑後	柳川	4.0	無早便
備中	宮内	1.0	4.5	周防	岩国	2.0	12.0	肥前	佐賀	3.0	無早便
備中	倉敷	1.5	6.0	周防	山口	1.5	12.0	肥後	熊本	4.5	無早便
備中	玉島	1.5	—	周防	三田尻	2.0	15.0				
備中	笹岡	1.5	8.0	長門	萩	2.0	15.0				

出典) 藤村潤一郎「幕末豊前小倉飛脚問屋中原屋について」(秀村選三編『西南地域史研究 第5輯』文献出版、1983年、9頁の第4表を整理)。

表 1

地名	定賃 (匁)	地名	定賃 (匁)	地名	定賃 (匁)
播州明石	0.3	備後福山	2.0	長州萩	2.0
播州姫路	0.5	讃州金比羅	3.5	長州下関	1.5
播州高砂	0.5	讃州高松	2.0	豊前小倉	1.5
播州赤穂	0.5	尾道・三原	1.5	豊前中津	3.0
備前岡山	0.6	芸州広島	2.0	筑前福岡	3.0
備前西大寺	0.6	薩州鹿児島	10.0	筑前博多	3.0
伯州米子	2.0	肥前長崎	3.0	筑後久留米	4.5
作州津山	2.5	壱岐対馬	6.5	筑後柳川	4.0
雲州松江	5.0	芸州宮島	2.5	肥前佐賀	3.0
板倉宮内	1.0	防州岩国	2.0	肥後熊本	4.5
庭瀬倉敷	1.5	防州山口	1.5		
玉島笹岡	1.5	防州三田尻	1.5		

出典) 青江秀編『大日本帝国駅通志稿考証』駅通局御用掛、1891年、339-340頁。

表 2

米飛脚の営業範囲について、上述した美濃屋太郎兵衛の引き札から、西国筋の中継所を拾ってみると、摂津国から長門国に至る山陽道沿いの国々、貝塚をはじめとする和泉国、そして讃岐国、伊予国に、中継所が設けられている<sup>(37)</sup>。一方、「北国筋米飛脚」を名乗った増田屋市右衛門の引き札には、道筋取次仲間として、近江国であれば、大津、膳所、草津、越前国であれば敦賀、今庄、府中のように地名が書き上げられているが、これらの地に点在した取次仲間がいかなる機能を果たしたのかについては不詳である<sup>(38)</sup>。また、増田屋は北国筋を唱っているが、摂河泉播、九州一円までも営業範囲としており、西国筋米飛脚との明確な棲み分けはなされていなかったようにも見える。

先に紹介した堺屋喜平治の営業範囲も含め、ここで挙げた例は、大坂米市場と密接な関連を

37 「(西国筋毎日早飛脚出所営業案内)」(三井文庫、高陽2180)。

38 「(北国筋米飛脚毎日出所道中取次仲間一覧他)」(三井文庫、高陽2184)。

持っていた北国筋、西国筋に限られるとは言え、かくも稠密かつ広汎なネットワークが構築されていたことは、近世期の市場経済を考える上で、極めて重要な意味を持つ。冒頭に述べた通り、大坂堂島米会所で形成された米価は、近隣の天津米市場へと伝達され、天津米市場はそれを即座に反映していた<sup>(39)</sup>。地方米市場が適切に情報を反映していたとする限り、同じ連関が米飛脚の行く所、各地の米市場でも生じたと考えられる。1970年代に進められた物価史研究が明らかにした通り、西日本各地の米価は大坂米価と高い正の相関を持っていた<sup>(40)</sup>。このことは、その背後に米飛脚を自称する早飛脚が提供した相場情報伝達のネットワークが存在していたことを示唆している。

## 第2節 旗振り通信に関する一考察

### 1 旗振り通信の概要

近世社会における相場情報の伝達を語る上で、米飛脚と並んで重要な通信手段として、旗振り通信が挙げられる。伝承としては、紀伊国屋文左衛門が江戸にて色旗を用いて米相場伝達を行ったことが、旗振り通信の濫觴とされているが<sup>(41)</sup>、史料上の初出は、宝永3年(1706)の角屋与三次による挙手信号の事例である<sup>(42)</sup>。また、延享2年(1745)大和国平群平群郡若井村の住人・源助なるものが、大傘を利用して、堂島米会所相場を伝達したことも知られている<sup>(43)</sup>。

このように遅くとも18世紀初頭には、視覚情報を利用した通信が行われていたと考えられるが、その実態については極めて断片的な史料からの復元か、近代以降の姿からの推測に頼らざるを得ない状況にある。声はすれども姿の見えない徳川時代の旗振り通信について、多少なりとも姿の見える大坂・天津間の旗振り通信を中心に、若干の検討を行うことが本節の課題である。

行論の参考に付すべく、まずは近代以降における旗振り通信の具体的な方法について押さえておく。ここでは明治42年(1909)年に、大阪市役所が行った調査に基づいて記されている「旗振信号の沿革及仕方」と、独自の調査を加えた柴田昭彦による研究を参考に、その概要を紹介する<sup>(44)</sup>。

旗振り通信において、例えば14という数字を送信する場合には、振り出しの合図として旗を中央直線に振り下ろした後に、右に1回(十の位)、左に4回(一の位)旗を振って14を表現する。下等の通信の場合は、これにて送信完了となるが、上等の通信の場合、これに加えて確認用の通信が行われる<sup>(45)</sup>。受信者と送信者は、あらかじめ信号表を共有していた。仮にそこ

39 前掲拙稿2。

40 岩橋勝『近世日本物価史の研究』大原新生社、1981年。山崎隆三『近世物価史研究』塙書房、1983年。宮本又郎『近世日本の市場経済—大坂米市場分析—』有斐閣、1988年。

41 「旗振信号の沿革及仕方 附、伝書鳩の事」『明治大正大阪市史 第七巻 史料編』日本評論社、1932年、977頁。

42 柴田前掲書、3頁。もっとも、この角屋による挙手信号は、信号手による誤った情報の送信により、与三次自身が大損を蒙ることになったと言う(同書、4頁)。

43 小島昌太郎・近藤文二「大阪の旗振り通信」『明治大正大阪市史 第五巻 史料編』日本評論社、1933年、359頁。

44 前掲「旗振信号の沿革及仕方」、柴田前掲書7～19頁。柴田によれば、大正3年(1914)12月に施行された「予約取引所電話規則」によって市外電話の予約が可能となったことが、大阪において手旗通信が電話に代替される画期になったとされる(柴田前掲書、7頁)。このことからすれば、大阪市役所が行った明治42年の調査は、旗振り通信の最末期における姿を示したものと言える。

で14を意味する「合い印」として、数字の5が定められていたとしよう<sup>(46)</sup>。送信者は、14を送信した後に、一の位を意味する左側に5回、旗を振ることによって5を送信する。受信者は、14と5の双方を確認し、もし間違いがあれば問い返したという。同じ原理によって、文字情報や地名についても、あらかじめ共有している信号表によって数値化して送信された。

明治期に利用された旗振り場の間隔を柴田が実測した所によれば、1里（4km）から5里半（22km）、平均すれば3里（12km）とされている<sup>(47)</sup>。伝承されている大阪・地方都市間の通信所用時間と旗振り場の平均的な間隔からすれば、送信1回の所要時間は約1分、通信速度は平均時速720kmとなる<sup>(48)</sup>。送信の頻度については地域差があったが、1日に5～10回が平均的とされている<sup>(49)</sup>。

また、情報の盗用を防ぐために、送信する情報には「台付」、あるいは「玉入れ」と呼ばれた暗号化が施されていた。例えば、5日は10銭を加算し、6日は7銭を加算するといった具合であり、その計算内容は毎日変更されたという。

以上の内容が、どれだけ近世期の姿を近似しているか、心許ない限りであるが、望遠鏡以外に技術的な進歩が図られる余地がないとすれば、概ね近世期の実態を表しているのではないかと推察する。

## 2 幕府の禁令

旗や幟を用いた通信について、幕府はこれを禁止行為として取り締まっていた。安永4年（1775）に幕府が大坂三郷と摂津河内の村々に宛てて出した以下の町触は、そのことを示すものとしてしばしば引用される。

史料5<sup>(50)</sup>

大坂三郷并摂河村々ニ而幟を振、其外種々之相図いたし、当表之米相場を他所へ移候もの有之節ハ、召捕、咎申付候事ニ候所、其当ハ相慎候得共、程過候得者、又候相企、当時も所々にて同様之仕方有之趣粗相聞、不埒ニ付、悉召捕可遂吟味候得共、全風聞迄之事故、不及沙汰候、向後幟其外種々之仕方ニ而相場を移候もの有之ハ、其所之もの出会捕置可訴出候、捕違ハ不苦候得共、自然遁〔「隠」カ〕置候ハ可為落度候、右之通相触候上者、米相場掛り候もの共、弥相慎、他所へ相庭を移申間敷候、万一不慎之もの有之、召捕候者、当人者勿論、其筋ニ携候もの共一統遂吟味、急度可相咎候條、末々迄不洩様可触知者也、  
未〔安永4年（1775）〕閏十二月

冒頭部分に着目すると、禁令を発したのはこれが初めてではなかったことが分かる。また、こ

45 通信における上等・下等の別が、「合い印」の有無にあるという点は、柴田前掲書、18頁の記述を基にした。

46 無論、ここで例示した5という数字そのものに意味はなく、数値は適宜変更されていたと考えられる。前掲「旗振信号の沿革及仕方」、975～977頁に、信号表の例が掲示されている。

47 柴田前掲書、7～8頁。

48 参考までに柴田が掲げる大坂からの通信時間を摘記すれば、以下の通りである（柴田前掲書、8頁）。和歌山3分、京都4分、神戸7分、桑名10分、岡山15分、広島40分弱。それぞれの時期については不詳だが、望遠鏡の倍率に限界があった近世にあっては、より長い時間を要したものと推定される。

49 柴田前掲書、19頁。

50 大阪市参事会編『大阪市史 第三』大阪市参事会、1911年、858～859頁。

の禁令に抵触した場合、「其筋ニ携候もの共一統」について咎を申しつけるとあることから、組織的な通信体系が形成されていたことを窺せる。

最初の禁令が、いつ発せられたのかについては定かではないが、宝暦10年（1760）9月、京都町奉行所が、大津における米取引の実態に関して諮問を行った際に、大津御用米会所頭取より提出された書付には、以下のようにある。

史料6<sup>(51)</sup>

一、大阪日飛脚を以て、其日々時々之相場取申候由、御聞に達し、如何様成儀と御尋被遊候、此儀大阪相場之儀は、米相場立候根元故、何方之米屋にても大阪相場不承では、米売買出来不仕候に付、前日之大阪相場書、毎朝大阪より差越候、其外、米屋共之内にも、其日時々之大阪相場存知候儀、御座候へ共、是は米屋共銘々自分自分の働を以て、早く存知候儀に御座候、米会所には毎朝相場状之外一切無御座候〔後略〕

大坂の米相場を知らずしては、大津における米取引は成り立たないとした上で、大津米会所では、大坂よりの相場書を毎朝受け取っていたとしている。また、毎朝届けられる相場書とは別に、より早く情報を仕入れようとする米商がいるとした上で、米会所では相場書の他には一切受け取っていないことを強調している。そもそも京都町奉行所は、飛脚による大坂相場の伝達について、大津米会所での慣行を諮問しているに過ぎず、相場書以外の情報源は一切利用していないと強調する必然性はない。毎朝届けられる正規の相場書以外の方法によって相場情報を入手する行為を違法とは認識していないにせよ、何らかの理由でこれを憚る意識が見て取れる。「米屋共銘々自分自分の働」が、旗振り通信を指しているのか、あるいは米飛脚／早飛脚を指しているのか定かではないが、宝暦10年の段階で、幕府が相場情報の伝達に関心を寄せていたことは確かである<sup>(52)</sup>。

手旗、その他の手段による通信を禁ずる町触は、その後も安永6年（1785）、天明3年（1783）と立て続けに出されているが、禁止対象とする通信手段は、幟や旗に加えて、鳩の足に相場の高下を記した紙を括り付けるなど、多様化している<sup>(53)</sup>。

幕府が旗振り通信を禁止行為とした理由について、史料5を見ると「他所へ相庭を移」す行為を問題視しているように見える。しかし、実際に取り締まりの対象となったのは、その手段であったことが天明3年の禁令から分かる。そこでは、明和元年（1764）に公許され、営業を続けていた江戸堀三丁目の米会所へ、堂島米会所の相場を飛脚で報知することは認めつつ、鳩や「手品仕形」などによって合図を送る行為が禁止対象となっている。柴田昭彦はこれを米飛

51 大津市私立教育会編『大津市志 中巻』淳風房、1911年、856～859頁。尚、「阪」の字については原文の表記に従った。

52 早飛脚であれば、大坂相場が取引を終える八ツ時（午後2時前後）に出立して、たとえ日没後であっても、同じ営業日中に大津へと相場状を届けたはずである。前日の相場が翌朝届けられていたとすれば、この時期の大津米会所は早飛脚／米飛脚を利用していなかったことになる。そうしたサービスが存在してなかったから利用しなかったのか、あるいはあえて利用しなかったのかは、今後の検討課題とせざるを得ない。

53 前掲『大阪市史 第三』、880、997頁。こうした禁令は大坂町奉行所の支配国である摂河泉播の4ヶ国に限られていたため、堂島の相場を大津へ伝達する場合には、まず飛脚を大和川南岸の松屋新田（泉州）に走らせ、旗を振って大和国十三峠に継ぎ、これを山城国へと旗によって伝達していたとされるが、真偽は定かではない（前掲「旗振信号の沿革及仕方」、977頁）。

脚の生活権を守るためであったとしているが<sup>(54)</sup>、公許を与件としない米飛脚の営業を幕府が保護する積極的な理由は見当たらない<sup>(55)</sup>。営業保護以外の観点から、幕府が飛脚による相場報知のみを認めたとすれば、先格・先例もなく、精度も疑わしい手品がましき手法によって相場を報知することを取り締まる意図があったと考えるのが自然である。

### 3 大坂・大津間の旗振り通信

幕府によって禁止されていた旗振り通信であったが、少なくとも大坂・大津間では、実際に行われていたことを裏づけることができる。安永10年(1781)4月、大津御用米会所の頭取から、三井寺(園城寺)の三別所に宛てて、寺域の山に「気色見」を設置するために、地面を拝借したい旨を願う書付が提出されている<sup>(56)</sup>。この書付に利用目的は一切示されておらず、ただ「気色見」とのみ記されているが、明らかに相場報知を念頭に置いたものである。幕府の禁令を念頭に、曖昧な表現を使ったものと思われる。

このように、大津米市場では18世紀後期から旗振り通信が利用されていたと考えられるが、近江国蒲生郡鏡村に居住した富農、玉尾藤左衛門が、宝暦5年(1755)から幕末に至るまで、5代にわたって相場情報を記録した「万相場日記」によれば、文政10年(1827)に至るまで、「登り状」、「飛脚」など、飛脚による伝達を窺わせる記述は見られるものの、それ以外の伝達方法を示唆するような記述は一切なされていない<sup>(57)</sup>。文政10年までは、同一の日付であっても、大坂相場はその前日の相場を記載しているのに対し、大津相場については当日の相場を記していることから、玉尾藤左衛門が大坂相場を1日遅れで入手したことが分かる。

しかし、天保末年になると、「大坂カスミ」、「大坂曇天不分」などの注記がなされた上で、これらの日の大坂相場が空欄になっている事例が散見されるようになり、大坂相場が日付通りに記載されるようになる<sup>(58)</sup>。飛脚による相場状の通送であれば、雨天はともかく、曇天や霞は問題とならないはずである。明治末期に旗振り通信に従事した水谷与三郎は「モヤの日は見通しがきかなかつた。少々の雨降りでもふりました。かすんで見えぬ時は電報でやるか、晴れるのを待ってかためて一時に旗をふった。」と述懐している<sup>(59)</sup>。旗振り通信に用いる望遠鏡の倍率も低かったと考えられる近世期にあっては、天候に左右される要素がより大きかったと考えられる。「万相場日記」において、雨天、曇天にて大坂相場が空欄になっている場合には、翌日の欄に「飛脚状」などと注記した上で、昨日の相場が記載される。近代以降における電報と旗振り通信の補完関係のように、雨天・曇天時には、飛脚による通信がこれを補ったのであろう。

以上の変化が、冒頭において述べた大津米市場における価格形成の変化、すなわち1営業日

54 柴田前掲書、5頁。

55 天明2年(1782)11月、江戸の飛脚問屋九軒仲間(京屋弥兵衛、島屋佐右衛門など)が「京大坂定飛脚問屋」として公認され、冥加金を上納することになるが、その範囲は東海道、中山道、日光道中、奥州道中の飛脚請負に限られており、西国筋、北国筋への米飛脚事業は含まれていない(前掲『社史 日本通運株式会社』、74~75頁)。

56 大津市役所編『大津市史 下巻』大津市史覆刻刊行会、1973年、82頁。

57 「万相場日記」、国文学研究資料館所蔵「近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書」、439-451。以下、同史料を引用する際は「万相場日記」、史料番号と略記する。

58 例えば天保13年(1842)5月17日条では「大坂雨天不参」とあり、翌5月18日条では「大坂曇天不分」とあり、いずれも大坂相場は空欄となっている(「万相場日記」、447)。

59 近畿電気通信局経営調査室「近畿における情報伝達の歴史的発展 その五「旗振り」」発行元不詳、1976年、68頁。

遅れにて大坂市場に追随する状態から、同営業日中に追随する状態への変化をもたらしたものと考えられる<sup>(60)</sup>。18世紀初頭、江戸・大坂間の通送で始まった速度を巡る競争は、相場報知という時々刻々と変化する情報を伝達する場において、最も先鋭な形となって現れた。史料6が示しているように、「銘々自分自分の働を以て、早く」大坂相場を知りたいと願う米市場参加者の飽くなき利益追求欲が、米飛脚を生み、さらには旗振り通信を生み出したのである。

### 第3節 玉尾藤左衛門による投機取引

#### ① 玉尾家の概要

18世紀中後期より大坂米相場を速やかに報知することを生業とする業者が生まれていたことは、それだけ速やかに大坂相場を知りたいと願う主体が存在したことを意味する。本稿が分析対象とする近江国蒲生郡鏡村に居住した富農、玉尾藤左衛門もその一人である。

近江国蒲生郡鏡村（現・滋賀県蒲生郡竜王町）は、近江商人の本拠地の一つである近江八幡の西南方、野洲郡との境に位置し、中山道の武佐宿、守山宿の中間に位置する街道村であった<sup>(61)</sup>。鏡村にいつから玉尾家が居住していたのかについては明らかではない。同家過去帳によれば、慶安元年（1648）に没した玉尾藤蔵を中興の祖としており、慶長検地施行時には、高請百姓として存在していたと考えられる<sup>(62)</sup>。屋号を米屋と称した一方で、5代定治（1694-1765）の代より、玉尾藤左衛門を名乗り、これを代々世襲している<sup>(63)</sup>。

幅広く商業活動を展開した玉尾家であるが、その中心的位置を占めたのが米取引である。それは大きく分けると5つに分類される。すなわち、①仁正寺藩市橋家の払米への応札と転売、②地域の余剰米販売の仲介、③自身の地主経営に付随する作徳米の販売、④自身の肥料販売の対価として受け取った米の販売、⑤大津、大坂市場における米の投機取引、であるが、ここでは⑤に着目して分析を加える<sup>(64)</sup>。

#### ② 相場情報の収集

玉尾家の投機取引を語る上で、まず押さえるべきは、同家が5代にわたって「万相場日記」と題する相場帳を書き残していたという事実である。同相場帳が記録した物価は多岐にわたるが、継続して記載されているものは、大坂米価、大津米価、大津の金銀相場である。現存する最古の「万相場日記」は、宝暦5年（1755）のものであるが、寛政期（1789-1800）以前については、月に数回程度の頻度でしか記載がなされていないのに対し、寛政後期以降、記載頻度が日次へと高まり、記載項目も増加していく。日次、あるいは日中の値動きに至るまで、仔細に記録する必要に迫られたとすれば、それは投機取引に資するためであったと考えられる。

「万相場日記」に記されている内容は物価に限られるわけではなく、諸国で発生した災害や

60 詳しくは前掲拙稿2を参照のこと。

61 国立史料館編『近江国鏡村玉尾家永代帳』東京大学出版会、1988年、1～2頁。

62 前掲『永代帳』、12頁。

63 国立史料館編『史料館所蔵史料目録 第23集』国立史料館、1974年、116頁、前掲『永代帳』、8頁。

64 この内、①については岩橋前掲書、334～358頁、鶴岡実枝子「近世米穀取引市場としての大津一湖東農村商人の相場帳の紹介（二）―」『史料館研究紀要』、第5号、1972年3月、19～209頁、②～④については、拙稿「取引統治効果の深化と派生―近世期地方米市場の拡大―」東京大学社会科学研究所ディスカッションペーパーシリーズ、J-178、2009年（以下、拙稿3）、をそれぞれ参照のこと。

その被害状況、大坂の市況など、物価に作用すると考えられる情報が付記されることが多い。その内容の多くは、大津に店を構える問屋から寄せられる相場状に依ったものであり、寛政期以後の送り主は、木屋久兵衛、柴屋惣兵衛の2名に固定化される。この木屋、柴屋の両名は、仁正寺藩の蔵元を務めた商人であり、特に木屋久兵衛は、大津御用米会所の頭取役を、設立当初から務めていた商人であった<sup>(65)</sup>。

中でも取引頻度が高い相手は、木屋久兵衛であり、玉尾との密接な関係は、厩大な往復書状から窺える。

史料7<sup>(66)</sup>

一筆啓上仕候〔中略〕昨今気配宜敷、沢米〔彦根藩蔵米〕四十九匁五分位ニ而有之候得共、熊川米〔小浜藩蔵米〕ハ此節かい人無之、殊の外下直ニ付ケ候ゆへ、売り兼居申候、漸々今夕、百俵うり付申候、うり口  
一、熊川米 百俵 四十八匁六分がへ  
右之通売付申候〔後略〕

これは寛政2年(1790)5月22日に、木屋久兵衛より玉尾藤左衛門に宛てて出された書状であるが、玉尾家より出されていた熊川米の売り注文が約定されたことを報告している。売却価格について、玉尾家から指示があったようには見受けられず、木屋久兵衛の判断で売却を行っていることから、ここでの注文は成行注文であったことが分かる。こうした書状は厩大に遺されており、その通送を担った相場飛脚へ支払った賃銭についても記録されている(表3)。表には含めなかったが、各状の発信者が「木」、「柴」などの記号によって明記されており、それぞれ木屋久兵衛と柴屋惣兵衛を指している。表3によれば、賃銭定額制が導入される弘化2年(1845)以前について、受信件数が増加していく傾向にあったことが窺える。寛政12年(1800)より記録が開始されているという事実、そしてその後化成年にかけて件数が増加しているという事実は、先に述べた「万相場日記」の記載内容の変化と平仄が合っている。

定額制導入以前について、1通当たり平均賃銭を計算すると約10.3文となる。定額制導入後は、件数が記録されなくなるため、1通当たりの賃銭を計算することはできないが、仮に文政13年(1830)程度の件数が維持されたか、あるいは増加したとすれば、1通当たりの賃銭は10文を大きく下回ることになる<sup>(67)</sup>。玉尾家にとっては値下げを意味したと考えられる定額制の導入は重要な示唆を我々に与えている。それが顧客数の増加に伴う限界費用の低下によるものであったとしても、飛脚業者の新規参入によるものであったとしても、あるいは書状による相場情報の価値が低下したことによるものであったとしても、近世後期における情報社会の進展を意味しているからである。仮に3点目が妥当するならば、飛脚を代替する手旗信号の普及が、「遅い」情報の価値を低下させていたことになるが、残念ながら史料的にこれを裏づけることはできない。

次に玉尾家が利用した相場飛脚について考察を加えたい。先に確認した米飛脚、堺屋と島屋の定賃に大津の記載はないが、同程度の距離で当たると播州明石まで銀3分、同高砂まで5分となっている(表1、2)。玉尾家が1通当たりに支払っていた約10.3文を、当時の銭相場(1

65 前掲『史料目録』、131頁、前掲『大津市志 中巻』、863～867頁。

66 「諸国注文仕切状刺」(前掲「玉尾家文書」、890)。

67 最幕末期における賃銭上昇については、開港後のインフレーションを反映したものと考えられるため、ここでは考察対象に含めていない。

年度	総数(通)	賃銭(文)	1通当たり賃銭	年度	総数(通)	賃銭(文)	1通当たり賃銭
1800年	35		—	1853年・上	—	400	—
1801年	46	—	—	1853年・下	—	400	—
1812年・上	18	184	10.2	1854年・上	—	400	—
1812年・下	41	426	10.4	1854年・下	—	400	—
1813年・上	15	154	10.3	1858年・上	—	400	—
1813年・下	58	604	10.4	1858年・下	—	400	—
1814年・上	40	416	10.4	1860年・上	—	400	—
1814年・下	44	456	10.4	1860年・下	—	400	—
1828年・上	37	382	10.3	1861年・上	—	818	—
1828年・下	90	936	10.4	1861年・下	—	818	—
1829年・上	60	624	10.4	1863年・上	—	818	—
1829年・下	74	768	10.4	1863年・下	—	818	—
1830年・上	95	986	10.4	1864年・上	—	918	—
1830年・下	75	778	10.4	1864年・下	—	818	—
1851年・上	—	400	—	1866年・上	—	918	—
1851年・下	—	400	—	1866年・下	—	1,227	—
1852年・上	—	500	—				
1852年・下	—	400	—				

出典)「作徳覚」(滋賀大学経済学部附属史料館蔵「近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書」、32-49)

注) 1. 文久元年以降は金建てのため、比較の便宜上、宮本又次「近世大阪の物価と利子—日本近世物価史研究3—」、1963年、79頁より、各年7月、12月の銭相場を参照し、換算値を記載。

2. 弘化2年(1845)以降、「賃銭半季二、銭四百文定」とある。

3. 嘉永5年上期については、閏月が含まれるため、500文となっている。

表3

貫文=9匁3分と想定)で換算すると銀1分となる。米飛脚の定賃や、尾道の橋本家が相場状1通に支払った銀1匁5分と比較すれば、相対的に安いことが分かる<sup>(68)</sup>。差し当たって可能な解釈としては、大坂から発せられる米飛脚による報知を大津の米問屋が受け、一旦そこで賃銭の支払いがなされた後、その内容に大津相場を書き加えた上で玉尾家に逡送され、その賃銭は玉尾家が支払っていたことが考えられる。木屋から送られてくる書状には「諸方 飛脚出所大津 近江屋」といった印が押されていることもあるが<sup>(69)</sup>、これらが大坂に拠点を置く米飛脚の相仕であったか否かについては不明である<sup>(70)</sup>。いずれにせよ、米飛脚が伝えた情報が、その土地土地の情報が加味された上で再分配されていたことを示唆している。近世社会における相場情報の広がりをもっと具体的に示すものとして注目に値しよう。

### 3 投機取引の実態

かくも精力的に相場情報を収集、記録した玉尾家が、それをいかに活用していたのかを示す事例として、文政11年(1828)7月から8月にかけての動向を紹介する。文政11年7月11日に、九州、中国地方の不作を伝える書状が豊前小倉より「飛船」によって大坂に向けて発せられ、

68 加藤前掲論文、50頁。

69 寛政8年(1796)「諸色相場書状指し」(前掲「玉尾家文書」、910)。

70 管見の限り、玉尾家に送られてきた相場状に、米飛脚として名前を把握できている者の印は確認していない。



それが「七月十八日承ル」として玉尾家の日記である「永代帳」に転載されている<sup>(71)</sup>。差出人、受取人、共に不詳であるが、おそらくは小倉商人→大坂米商→大津米商→玉尾家、というルートで伝達されたものと思われる。そして同年8月、今度は下関における大風被害を報知する書状が転載されている。

史料8<sup>(72)</sup>

〔8月9日に下関が大風の被害を受けたことを伝えた上で〕此通りくわしき事ハ知る人無少候故、驚キ不申、追々相分り候ハ、一時ニ引立可申存候、余り大變之事故、御知らせ申上候、

子八月十三日、大坂堂嶋 伊勢屋武助

いずれの書状も、おそらくは大坂米商と直接取引関係のあった大津米商に当てられた報知状が、玉尾家に転送されたものと思われる。この書状が作成された8月13日の段階では、下関の大風被害を知る者は少なく、市場は平穏を保っていたことが分かる。この間、玉尾家では積極的な米の買付けを行っている。まず7月17日から8月8日にかけて、大津米市場において4,900俵の沢米、すなわち彦根藩蔵米を、木屋久兵衛を通して総額132貫428匁で買い付けている<sup>(73)</sup>。1石当たりの価格は67匁前後である。そして、8月22日より一転して売りに出て、下地から買持ちしていた分も含め、総計7,100俵の沢米を、221貫215匁で売却している。相場は1石当たり78匁前後である。九州、中国地方の不作予想を受けて沢米の買持ちを進め、下関の大風被害という僥倖も得て、高値で売り埋めることに成功している。玉尾家の買注文は、実需によるものではなく、米騰貴を予想した上での投機的行動だったのである。

玉尾家が大津米商を通じて売買を行った履歴は、半季に1度、「俵物通」と題された通帳にまとめられ、大津米商から玉尾家宛てに送られている。断片的にはあるが、複数時点の通帳が遺されている(表4)。

玉尾家が売買した銘柄は、沢米、熊川米、筑前米、肥後米、加賀米など、大津、大坂両米市

年度	取引先	〈大津取引〉				〈大坂取引〉			
		買い		売り		買い		売り	
		数量 (俵)	代銀 (匁)	数量 (俵)	代銀 (匁)	数量 (俵)	代銀 (匁)	数量 (俵)	代銀 (匁)
1783年	米屋孫兵衛	0	0	42	1,436	0	0	0	0
1784年	米屋孫兵衛	0	0	500	16,156	0	0	0	0
1814年秋	木屋久兵衛	3,000	72,044	1,500	37,513	1,800	37,400	3,600	80,520
1817年	木屋久兵衛	2,000	45,156	0	0	6,300	128,595	21,000	447,560
1819年春	木屋久兵衛	2,500	52,034	200	3,647	900	14,780	2,160	33,461
1825年春	木屋久兵衛	2,800	71,897	2,800	75,686	3,300	77,228	1,200	28,830
1826年春	木屋久兵衛	2,000	43,655	0	0	1,200	22,040	3,300	81,500
1828年秋	木屋久兵衛	7,100	202,009	7,400	229,408	0	0	600	21,050

出典)「俵物通仕切通」(国文学研究資料館所蔵「近江国蒲生郡鏡村玉尾家文書」、166、167)、「俵物通」(同、453-2、456、458-460)。

表4

71 前掲『永代帳』、285頁。

72 前掲『永代帳』、285～286頁。

73 「俵物通」(前掲「玉尾家文書」、460)。

場における主要な取引銘柄で構成されている。いずれの年度についても、買持ちした米切手を売り埋める形式をとっており、実需取引でないことは明らかである<sup>(74)</sup>。文化14年(1817)の大坂米市場における2万1,000俵の売り注文が示す通り、玉尾家による大坂での投機取引は、「万相場日記」の記載頻度が高まり、相場情報を積極的に集めるに至った文化年間に一つのピークを迎えていたと考えられる。

文政期以降、断片的に遺されている通帳には、投機取引を窺わせる内容が確認できないが、「万相場日記」には、少なくとも安政6年(1859)までは密度の高い記載がなされていること、注文仕切状についても安政5年まで遺されていることから、玉尾家の投機取引は、程度の差こそあれ、その後も継続して行われていたと考えられる。

## おわりに

「諸国相場之元方」たる大坂米市場が諸国から集まる情報を価格に反映し、そこで形成された米価が米飛脚、旗振り通信によって各地に伝播される。本稿が明らかにした通り、毎日、それも定刻に飛脚が出立することが求められた程、そして旗振り通信が利用される程、相場を左右する情報の伝達に求められる速報性は高まっていた。玉尾家がそうであったように、近世期の米市場にあって投機的利益を上げようと思うならば、文字通り一刻も早く情報を仕入れ、状況の変化に対して機敏に反応する用意がなくてはならなかった。一部の者による情報独占、異地点間の情報非対称が、速やかに解消される社会が、少なくとも畿内周辺には実現していた。米飛脚の営業範囲から考えれば、同様の現象が他の地方においても実現していた可能性は十分に考えられる。

大坂米仲買が取り組んだ取引の8割から9割が外部からの発注であるという事実、米飛脚が複数存在し、西日本、日本海沿岸各地にネットワークを構築していたという事実、幕府が問題視する程に旗振り通信が盛んに行われていたという事実、大坂を中心として西日本各地の米価が正の相関を持っていたという事実。これらの事実を踏まえるならば、玉尾家のような経済主体が決して特殊ではなく、むしろ同家のような経済主体が分厚く存在していたことを示唆している。その意味で、本稿は畿内周辺の、それもごく一部を明らかにしたに過ぎない。今後も、各地方市場を拠点に活動した商人や、富農・地主層にも目を向けて、近世期における相場情報の伝達と利用の実態を明らかにしていくことが求められる。

(たかつき やすお 東京大学大学院経済学研究科 助教)

---

74 年不詳ながら、木屋久兵衛を介した大坂米市場における先物取引の記録も遺されているが、ここでも取引の起点は買い注文となっている。「大坂取次十月限加賀帳合米仕切」(前掲「玉尾家文書」、1654)。